

## 1 特定施設（法第2条第1項）

指定地域内において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は特定工場等となり、騒音規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模等	
1	金属加工機械	(イ) 圧縮機	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上のものであること。
		(ロ) 製管機械	すべてのもの。
		(ハ) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものであること。
		(ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く
		(ホ) 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものであること。
		(ヘ) せん断機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものであること。
		(ト) 鍛造機	すべてのもの。
		(チ) ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの。
		(リ) ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		(ヌ) タンブラー	すべてのもの。
(ル) 切断機	といしを用いるものであること。		
2	空気圧縮機及び送風機		
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものであること。	
4	織機	原動機を用いるものであること。	
5	建設用資材製造機械	(イ) コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものであること。
		(ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものであること。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものであること。	
7	木材加工機械	(イ) ドラムバーカー	すべてのもの。
		(ロ) チッパー	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものであること。
		(ハ) 碎木機	すべてのもの。
		(ニ) 帯のご盤	製材用のもにあつては原動機の定格出力が 15 kW 以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものであること。
		(ホ) 丸のご盤	
(ヘ) かな盤	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものであること。		
8	抄紙機	すべてのもの。	
9	印刷機械	原動機を用いるものであること。	
10	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。	
11	鋳造型機	ジョルト式のものであること。	